

# 議会運営委員会 R7. 3. 14 (金)

中村副委員長欠席

開 会 9 : 5 8  
散 会 1 0 : 0 2

## 1. 委員長報告の順序について

- 「総務」「文教厚生」「農林水産商工」「地域交流・県土整備」の各常任委員会、「佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会」「新幹線問題対策等特別委員会」「高等教育機関問題対策等特別委員会」の各特別委員会の順と申し合わされた。

## 2. 意見書案の調整状況について

- 古賀陽三委員が調整中と報告された。

## 3. 佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について

### (1) 改正条例（案）について

- 理事会における申し合わせのとおり、資料1～1-6の条例案のとおり改正することが申し合わされた。

### (2) 改正条例（案）の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、議案の提出に賛同する議員が提出者となり、最終日の本会議に上程し、その際の提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、採決することが申し合わされた。

## 4. 佐賀県議会会議規則の一部改正について

### (1) 改正規則（案）について

- 理事会における申し合わせのとおり、資料2～2-2の規則案のとおり改正することが申し合わされた。

### (2) 改正規則（案）の取扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、議会運営委員会の委員が提出者となり、最終日の本会議に上程し、その際の提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、採決することが申し合わされた。

## 5. 最終日（3月17日）の議事等について

### （1）議案修正の有無について

- 各会派修正なしと報告された。

### （2）議案の討論の有無について

- 自由民主党及び県民ネットワークは討論なし、諸会派は日本共産党が討論ありと報告された。

## 6. 次回議会運営委員会等の開催日時について

- 最終日（3月17日）の議会運営委員会の開催時刻は午前10時、本会議の開議時刻は午前11時目途と申し合わされた。

## 7. その他

- 本日の本会議の開議時刻は、3月7日の議会運営委員会で、午前11時目途と決まっている旨が確認された。

## 8. 執行部発言の有~~無~~

## 議第 号議案

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年佐賀県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（定義） <b>第2条 略</b> 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 （利用及び提供の制限） <b>第12条 略</b> 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び <u>第29条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			（定義） <b>第2条 略</b> 2～9 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>第12条第5項</u> において「番号利用法」という。） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 11～13 略 （利用及び提供の制限） <b>第12条 略</b> 2～4 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
略			略		
第12条第2項第1号	略		第12条第2項第1号	略	
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2	第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2

改正前			改正後		
		項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	略		第38条第1項第2号	略	
<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p><b>第17条</b> 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員</p>			<p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表）</p> <p><b>第17条</b> 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員</p>		

改正前	改正後
<p>であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(開示請求権)</p> <p><b>第18条</b> 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(訂正請求権)</p> <p><b>第31条</b> 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(訂正請求の手續)</p> <p><b>第32条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対</p>	<p>であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(開示請求権)</p> <p><b>第18条</b> 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>(訂正請求権)</p> <p><b>第31条</b> 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>(訂正請求の手續)</p> <p><b>第32条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間</p>

改正前	改正後
<p>し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権)</p> <p><b>第38条</b> 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略 (利用停止請求の手続)</p> <p><b>第39条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外)</p> <p><b>第47条</b> 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、</p>	<p>を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権)</p> <p><b>第38条</b> 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略 (利用停止請求の手続)</p> <p><b>第39条</b> 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外)</p> <p><b>第47条</b> 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議</p>

改正前	改正後
<p>議会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p><b>第48条</b> 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>第53条</b> 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第54条</b> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第55条</b> 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>会に保有されていないものとみなす。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p><b>第48条</b> 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に<u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>第53条</b> 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第54条</b> 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p><b>第55条</b> 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第2条第10項の改正規定（「以下」を「第12条第5項において」に改める部分に限る。）、第12条第5項の改正規定（「及び第29条」

を削る部分に限る。)並びに第17条第1項各号列記以外の部分及び第2項第1号ア、第18条第1項及び第2項、第31条第2項、第32条第3項、第38条第1項及び第2項、第39条第3項、第47条並びに第48条の改正規定 公布の日

(2) 第2条第10項の改正規定(「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。)及び第12条第5項の改正規定(同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める部分に限る。) 令和7年4月1日  
(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

#### 理 由

刑法(明治40年法律第45号)が改正され、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑が創設されること等に伴い、佐賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和 年 月 日提出

提出者 別紙

## 議第 号議案

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則（案）

佐賀県議会会議規則（昭和32年佐賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

本則中（第100条及び第109条を除く。）「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
目次 第1章～第6章 略 第7章 委員会（第61条—第72条） 第61条・第62条 略 第63条（ <u>委員会</u> の発言） 第64条～第67条 略 第68条（ <u>所管事務</u> の調査） 第69条～第72条 略 第8章・第9章 略 第10章 公聴会及び参考人（第92条—第99条） 第92条～第96条 略 第97条（ <u>委員</u> と公述人の質疑） 第98条・第99条 略 第11章～第13章 略 第14章 懲罰（第116条—第123条） 第116条～第120条 略 <u>第121条（除名が成立しないときの措置）</u> 第122条 略 第123条（懲罰 <u>動議</u> の審査） 第15章～第18章 略 附則	目次 第1章～第6章 略 第7章 委員会（第61条—第72条） 第61条・第62条 略 第63条（ <u>委員</u> の発言） 第64条～第67条 略 第68条（ <u>所管事務等</u> の調査） 第69条～第72条 略 第8章・第9章 略 第10章 公聴会及び参考人（第92条—第99条） 第92条～第96条 略 第97条（ <u>議員</u> と公述人の質疑） 第98条・第99条 略 第11章～第13章 略 第14章 懲罰（第116条—第123条） 第116条～第120条 略 <u>第121条 削除</u> 第122条 略 第123条（懲罰 <u>方式</u> の審査） 第15章～第18章 略 附則

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p><b>第2条</b> 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p><b>第100条</b> 秘密会を開く議決があったときは、議長は傍聴人および議長の指定する者以外の者を議場の<u>ほかに</u>退去させなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(携帯品)</p> <p><b>第109条</b> 議場に入る者は、帽子、<u>外とう、えり巻、つえ、かさの類</u>を着用し<u>または</u>携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>議長の許可を得たときはこの限りでない。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p><b>第2条</b> 議員は、公務、疾病、出産<u>(配偶者の出産を含む。)</u>、育児、<u>看護</u>、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(指定者以外の退場)</p> <p><b>第100条</b> 秘密会を開く議決があったときは、議長は傍聴人<u>及び</u>議長の指定する者以外の者を議場<u>及び傍聴席の外</u>に退去させなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(携帯品)</p> <p><b>第109条</b> 議場に入る者は、帽子、<u>コート、マフラー、傘の類</u>を着用し、<u>又は</u>携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により<u>会議への出席に必要と認められる物であってあらかじめ議長に届け出たものについては、この限りでない。</u></p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 理 由

多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるための環境整備等を図るため、佐賀県議会会議規則の一部を改正する必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

令和 年 月 日提出

提出者 別紙